

## 障害者入所施設等におけるクラスター発生に備えた互助ネットワークに関するQ & A

Q 1 どのような施設へ応援職員を派遣することになりますか。

- ① クラスターが発生した入所施設では、感染拡大の状況により職員が不足することがあります。この場合、まず法人内の他施設からの職員の調整により対応していただくこととなりますが、こうした調整を行ってもなお職員が不足する場合に他施設からの応援職員の派遣を要請することとなります。

なお、他施設からの応援職員については、原則、クラスターが発生した受入れ施設のグリーンゾーンや当該法人の他施設など感染リスクが低い場所で勤務していただきます。

- ② 家族介護者（ケアラー）が新型コロナウイルスに感染して入院等した場合、濃厚接触者である障害者がPCR検査で陰性が確認され在宅で暮らすことができず行き場を失う可能性があります。このため県では、嵐山郷に一時受入れ先として簡易居室を設けていますが、当該施設に障害者を受け入れた場合に応援職員の派遣を要請することがあります。

Q 2 派遣期間はどの程度ですか。

原則、2週間の派遣をお願いしたいと考えておりますが、具体的な日程や派遣人数等については、応援施設が決まった段階で、受入れ施設と応援施設で調整していただくこととなります。

Q 3 応援職員の服装に決まりはありますか。

服装に決まりはありません。必要に応じ受入れ施設と応援施設で調整してください。

また、防護服等については受入れ施設に用意があります。防護服等が不足する場合は、受入れ施設から所管の福祉事務所に連絡していただきます。

Q 4 応援職員の派遣に必要な経費（応援職員の派遣期間中及び派遣後自宅待機中の日当、危険手当、旅費・宿泊料、PCR検査の自費検査料など）は誰が負担するのですか。

令和4年度の応援職員の派遣に必要な経費の補助については、詳細が決まりましたら県ホームページにてお知らせします。

Q 5 受入れ施設で感染拡大した場合や応援施設で発熱者など感染の疑いのある者が発生した場合はどうしたらよいですか。

応援職員の派遣は直ちに中止し、当該職員は自宅待機等の対応となります。